

権利変換計画認可

～藤枝駅前一丁目9街区第一種市街地再開発事業～

要約すると

- 静岡県が藤枝駅前一丁目9街区第一種市街地再開発事業の権利変換計画を認可
- 土地・建物の明渡しを順次進め、解体工事に着手
- 今秋の新築工事着手、令和8年度末の完成を目指す

藤枝駅前一丁目9街区市街地再開発組合（鈴木健夫理事長）は、静岡県へ認可申請していた同再開発事業の権利変換計画が4月23日付けで県知事の認可を受けたことから、25日に公告を行いました。

権利変換計画は、権利者が持つ土地所有権等の権利を、新たな建築物に関する権利に置き換えるものであり、再開発事業の中核をなす重要な手続きです。権利変換計画認可を受けて再開発組合は、5月から土地・建物の明渡しを順次進め、解体工事に着手していく予定であり、今秋の新築工事着手、令和8年度末の完成を目指しています。

現在の事業計画では、地上21階建て（高さ約67m）、延べ床面積約16,340㎡の高層複合施設を整備する予定。1～2階に商業施設、3～21階に約130戸の分譲住宅が入る計画であり、完成すると市内で最高層の建築物となります。

同事業は、都市再開発法に基づく市街地再開発事業であり、本市では駅前一丁目8街区（フジエダミキネ）に次いで2例目となります。事業の施行にあたっては、3つの大きな手続きが必要であり、1つ目の都市計画決定を令和4年3月、2つ目の事業計画（組合設立）認可を令和5年6月に経て、この度3つ目となる権利変換計画認可手続きが完了しました。

平成31年4月の地元権利者によるまちづくり研究会発足から順調に事業が進捗し、いよいよ新築工事に着手する段階となりました。快適な街なか居住の実現と新たな賑わいの創出に向け、今後の工事が円滑に進むよう、本市としても引き続き積極的に支援してまいります。



完成イメージ